

ワンストップ制度について

* ワンストップ制度とは？

ふるさと納税ワンストップ制度とは、確定申告をする必要のない給与所得者などが下記条件を満たす場合確定申告をせずとも、ふるさと納税による寄附金控除が受けられる特例制度です。

* ワンストップ特例申請を利用する条件

1. 給与所得または年金所得のみで、確定申告しない方
 2. 1年間(1月1日～12月31日)のふるさと納税の納付先が5自治体以下であること。
- ③ 1つの自治体に複数回寄附をした場合の自治体は1自治体とカウントされます。

◆◇ワンストップ特例制度の申請方法と注意◇◆

- * 甲州市にご寄附いただきワンストップ特例制度の利用を希望された方には、寄附者様のお申込み住所(課税地ご住所かご確認ください)氏名・生年月日を印字した「ワンストップ特例申請書(第55の書式)」を送付しております。
- * 申請する際には、「個人番号(マイナンバー)」・「本人確認書類」の写しが添付書類として必要となりますので、別紙添付書類を参考にしてください。
- * 同封の返信用封筒をご利用ください。送料につきましては寄附者様にご負担くださいますようお願い申し上げます。
- * 個人情報が含まれる為、甲州市では、簡易書留などでの郵送を推奨しております。(普通郵便による未着につきましては責任を負いかねます。)
- * ワンストップ特例申請書は、同じ自治体に対する寄附であっても寄附されるたびに提出が必要です。
- * 受付完了後、お申込みの際登録いただきましたメールアドレスに「ワンストップ特例申請受付完了」を送信させていただきます。
- * 令和3年4月1日より、ワンストップ特例申請書55-5号式の押印不要の改正になりました。

❗ 申告特例申請書の提出期限は申告特例対象の翌年1月10日までとなります。

◎●○注意○●◎

- ワンストップ特例制度につきましては、住人税を課税する自治体に寄附者様の情報を通知する仕組みとなっております。寄附を行った翌年の1月1日時点での課税地住所地でのお申込みかを今一度ご確認ください。
 - ワンストップ特例を申請しても適用されない場合
 - ・医療費控除や住宅ローン控除の申請などの為、確定申告をした。または、住民税の申告を申請した。
 - ・寄附をした翌年1月1日の住所地が申請書に記載された市町村ではなくなった(転居した)にも関わらず変更届が出されていない。
- ※ワンストップ特例が適用されなかった方がふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには、確定申告を行う必要があります。

「寄附受納証明書」は寄附者様全員へ送付させていただいております。

ワンストップ特例申請をした後に、確定申告が必要となるケースがありますので、「寄附受納証明書」は大切に保管していただきますようお願い致します。

ワンストップ特例制度を申請した人が確定申告をした場合、確定申告が優先されます。確定申告をする場合は必ずふるさと納税に伴う寄附金控除を含めた申告手続きを行ってください。